

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 計量器の定期検査を実施する件 四五
- 保安林の指定施業要件を変更する件 四五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四五
- 落札者を決定した件 四五

## 告 示

**福島県告示第五百四十四号**  
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成二十七年七月二十八日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	東白川郡鮫川村	対象となる特定計量器	非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	検査の期日及び時間	九月一日 午後二時から 午後四時まで	検査場所	鮫川村公民館
同 町	郡矢祭			九月二日 午前九時三〇分から 午後四時まで			矢祭町山村開発センター

町	郡棚倉	同	郡塙町	田村市	同	郡三春町
---	-----	---	-----	-----	---	------

九月三日	午前九時三〇分から 午後四時まで	棚倉町役場
九月四日	午前九時三〇分から 午後二時三〇分まで	塙町公民館
九月八日	午後二時から 午後四時まで	田村市都路行政局
九月九日	午前九時三〇分から 午前一二時まで	田村市文化の館 ときわ
同	午後二時から 午後四時まで	田村市瀬川住民センター
九月一〇日	午前九時三〇分から 午後三時まで	田村市船引公民館
九月一五日	午後二時から 午後四時まで	田村市大越行政局
九月一六日	午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	田村市滝根行政局
同	午後一時三〇分から 午後四時まで	小野町多目的研修集会施設
九月一七日	午前九時三〇分から	三春交流館まほら

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午後三時まで 九月一八日から一〇月一六日まで（土曜日、日曜日、九月二一日、九月二二日、九月二三日及び一〇月一二日を除く。） 午前一〇時から午後三時まで	福島県計量検定所
----------	------------------------	---	----------

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、田村市、田村郡三春町及び同郡小野町	非自動はかり、分銅及びおもり	一月二日から二月一八日まで（土曜日、日曜日、一月三日及び一月二三日を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第五百四十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 西白河郡西郷村大字鶴生字由井ヶ原二〇八、二一一、二一二の二、二一八の一、二二二の二、二二三の二、二三四の二、二四五、二五五、二六一、二八六、二九四、二九五、三〇二、三〇三、三一一、三一二、三二二、三二九、三三二、三三三、三三七、三三三、三四四の一、三四四の二、三四五、三四八、三五一の二から三五一の三まで、三五四の二から三五四の三まで、三六〇の二から三六〇の三まで、三六六、三六九、三七五、三七九、三八〇、三八六、三八七、三九八、四〇八、四一九、四一九、四三九、四三九、四四九、五〇〇、五〇三、五〇五、五〇九、五一一、大字真船字芝原二九の九
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備

**公 告**

三 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法
  - 主伐は、択伐による。
  - 主伐として伐採をすることが出来る立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**公告第七十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良法の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
会津東部土地改良区

退任した役員 氏名	住所
理事 二瓶 和馬	会津若松市河東町浅山字浅野二〇二番地
同 大塚 勲	河沼郡湯川村大字湊字広面丁二六二番地
同 笠井 武彦	会津若松市河東町南高野字向原一〇二番地
同 鴛巢 義春	市河東町広田字六丁二七六番地
同 福原 英二	市河東町広野字北高野一 番地
同 栗城 健一	河沼郡湯川村大字清水田字柳田丙二二八番地三
同 古川 洋一	会津若松市河東町倉橋字難波五番地
同 渡邊 友衛	市河東町熊野堂字村内三〇番地
同 榊原 直男	河沼郡湯川村大字湊字村中甲一五二番地
同 板橋 幸藏	会津若松市河東町金田字塩庭一 番地
同 加藤 一夫	市河東町福島字島原八番地
同 安西 喜代美	市河東町郡山字二本杉三〇番地
同 鈴木 嘉一郎	市河東町大田原字堂島一八一番地
同 小原 啓三	市一箕町大字鶴賀字船ヶ森二五番地
同 原 順一	市河東町代田字大坪四一 番地

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
理事	役別	就任した役員	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二瓶 和馬	氏名	五十嵐 昭治	神林 充比古																			
福原 英二																						
榊原 直男																						
笠井 武彦																						
板橋 幸藏																						
渡邊 友衛																						
鈴木 嘉一郎																						
小原 啓三																						
高畑 孝																						
鈴木 芳																						
穴澤 勇治																						
伊藤 富士江																						
稲垣 忠俊																						
原 順一																						
鈴木 光雄																						
吉田 巨																						
	住所																					
		市河東町東長原字長谷地一五六番地	市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			
			市河東町東長原字長谷地一五六番地																			

(農村計画課)

公告第175号

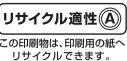
W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年7月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
大型灰化炉 2台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日  
平成27年6月29日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社千代田テクノロジー 東京都文京区湯島一丁目7番12号
- 落札金額  
49,453,200円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年5月15日

(入札用度課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇所 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷